

# 令和3年度 公文書開示状況（令和3年12月決定分）

## 福祉保健局

### 表の見方

#### <決定区分>について

- ・開示、一部開示、非開示（開示しない）、不存在（文書が存在しない）、存否応答拒否（文書があるかないかを明らかにしない）のうち、該当する項目に「1」と表記しています。

#### <（根拠規定）条例7条>について

- ・一部開示、非開示及び存否応答拒否について、東京都情報公開条例第7条各号のいずれを根拠として非開示としたのかについて、該当する項目に「1」と表記しています。

- ・各号に定める非開示事項は以下のとおりです。

7条1号 法令秘情報

7条2号 個人情報

7条3号 事業活動情報

7条4号 犯罪の予防・捜査等情報

7条5号 審議、検討又は協議に関する情報

7条6号 行政運営情報

7条7号 任意提供情報

7条8号 特定個人情報

7条9号 死者の個人番号

#### <公文書の件名>について

- ・特定の個人名、法人名及びそれらの特定に結びつく可能性のある情報は、〇〇と表記しています。

- ・決定区分が存在しない場合や存否応答拒否の場合は、開示請求書の請求件名を記載しています。

ただし、個人情報・法人情報保護に配慮し、簡潔に表記する場合があります。

#### <公文書の総枚数>について

- ・CD-R等に複写し交付している場合や、文書不存在等により公文書を交付していない場合は、総枚数欄が空欄になります。











月整理番号	請求年月日	決定年月日	公文書の件名	総枚数	決定区分				(根拠規定) 条例7条									非開示理由等	所管局部課等	
					開示	一部開示	非開示	不存在	存否応答拒否	1号	2号	3号	4号	5号	6号	7号	8号			9号
49	R3.12.8	R3.12.22	西多摩保健所管内の羽村市内における食品関係営業台帳のうち、令和2年1月1日から令和3年1月17日までに新規に営業の許可を受けた施設	1																福祉保健局西多摩保健所生活環境安全課
50	R3.11.15	R3.12.22	(1) 診療所台帳及び歯科診療所台帳(西多摩保健所、多摩立川保健所、多摩府中保健所及び多摩小平保健所)(令和3年10月1日から同月31日までに、新規に廃止届を受理している施設(開設者死亡届を含む。))に係る①施設名称、②施設所在地、③施設電話番号、④開設者氏名、⑤法人所在地(開設者が法人の場合)、⑥廃止届出年月日、⑦診療科目、⑧病床数及び⑨管理者名に限る。 (2) 診療所台帳及び歯科診療所台帳(西多摩保健所、南多摩保健所、多摩立川保健所、多摩府中保健所、多摩小平保健所及びひまじょ保健所)(令和3年10月1日から同月31日までに、新規に開設の届出を受けた施設(ただし、廃止を除く。))に係る①施設名称、②施設所在地、③施設電話番号、④開設者名、⑤法人所在地(開設者が法人の場合)、⑥開設届出年月日、⑦診療科目、⑧病床数及び⑨管理者名に限る。	1	1															福祉保健局保健政策部保健政策課
51	R3.11.15	R3.12.22	(1) 薬局台帳、店舗販売業台帳、卸売販売業台帳及び高度管理医療機器等販売業・貸与業台帳(西多摩保健所、南多摩保健所、多摩立川保健所及び多摩府中保健所)(令和3年10月1日から同月31日までに、廃止届を受理している施設(保健所が廃止を確認した施設を含む。))の①施設名称、②施設所在地、③施設電話番号、④開設者氏名、⑤法人所在地(開設者が法人の場合)、⑥廃止届出日及び⑦許可の別(高度管理医療機器等販売業・貸与業台帳)に限る。 (2) 薬局台帳、店舗販売業台帳、卸売販売業台帳及び高度管理医療機器等販売業・貸与業台帳(西多摩保健所、南多摩保健所、多摩立川保健所、多摩府中保健所及び多摩小平保健所)(令和3年10月1日から同月31日までに、新規に開設を許可した施設(ただし、廃止を除く。))に係る①施設名称、②施設所在地、③施設電話番号、④開設者氏名、⑤法人所在地(開設者が法人の場合)、⑥許可年月日、⑦許可の別(高度管理医療機器等販売業・貸与業台帳)及び⑧管理者名に限る。	1	1															福祉保健局保健政策部保健政策課
52	R3.11.18	R3.12.22	歯科診療所台帳及び歯科技工所台帳(西多摩保健所、南多摩保健所、多摩立川保健所、多摩府中保健所及び多摩小平保健所において令和3年11月18日現在までに、開設の届出を受けている施設に係る①施設名称、②施設所在地、③施設電話番号(歯科診療所台帳のみ)及び④開設届出年月日。	1	1															福祉保健局保健政策部保健政策課
53	R3.11.22	R3.12.22	診療所休止届(多摩小平保健所)(令和3年10月21日から同年11月22日までに休止届を受理した施設のうち、①施設名称、②施設所在地、③開設者名、④休止届出年月日、⑤休止の予定期間及び⑥休止の年月日の情報に限る。)	1	1															福祉保健局保健政策部保健政策課
54	R3.11.22	R3.12.22	診療所台帳及び歯科診療所台帳(西多摩保健所、南多摩保健所、多摩立川保健所、多摩府中保健所及び多摩小平保健所)(令和3年10月21日から同年11月22日までに新規に開設の届出を受けた施設に係る①施設名称、②施設所在地、③施設電話番号、④開設者名、⑤開設年月日、⑥診療科目に限る。) 診療所台帳及び歯科診療所台帳(西多摩保健所、南多摩保健所、多摩立川保健所、多摩府中保健所及び多摩小平保健所)(令和3年10月21日から同年11月22日までに廃止届及び再開届を受理した施設に係る①施設名称、②施設所在地、③開設者名(法人名等)、④廃止年月日又は再開年月日、⑤廃止届出日又は再開届出日に限る。)	1	1															福祉保健局保健政策部保健政策課
55	R3.11.22	R3.12.22	薬局台帳、店舗販売業台帳及び医薬品卸売販売業台帳(南多摩保健所、多摩立川保健所、多摩府中保健所及び多摩小平保健所)(令和3年10月21日から同年11月22日までに、新規に開設を許可した施設に係る①施設名称、②施設所在地、③施設電話番号、④開設者氏名、⑤許可年月日に限る。) 薬局台帳、店舗販売業台帳及び医薬品卸売販売業台帳(南多摩保健所、多摩立川保健所、多摩府中保健所及び多摩小平保健所)(令和3年10月21日から同年11月22日までに、廃止届、休止届及び再開届を受理している施設の①施設名称、②施設所在地、③開設者名(法人名等)、④廃止年月日、休止年月日又は再開年月日、⑤休止届出日、廃止届出日又は再開届出日に限る。)	1	1															福祉保健局保健政策部保健政策課
56	R3.12.8	R3.12.23	1 精神保健及び精神障害者福祉に関する法律第38条の6に基づき、医療法人社団〇〇会〇〇病院に対して令和3年1月1日から本請求日までの間に実施された実地指導の結果を記載した書面(精神科病院実地指導結果報告書など) 2 1の実地調査を実施する前に担当者説明会を実施していた場合における、担当者説明会の配布資料 3 1の実地調査を実施した後担当者報告会を実施していた場合における、担当者報告会の配布資料					1											当該公文書を作成及び取得しておらず、存在しないため。	福祉保健局医療政策部医療安全課
57	R3.12.17	R3.12.23	東京都愛の手帳交付要綱	31	1															福祉保健局障害者施策推進部施設サービス支援課

月整理番号	請求年月日	決定年月日	公文書の件名	総枚数	決定区分				(根拠規定) 条例7条									非開示理由等	所管局部課等			
					開示	一部開示	非開示	不存在	存否応答拒否	1号	2号	3号	4号	5号	6号	7号	8号			9号		
58	R3.12.22	R3.12.28	医療法人〇〇の令和2年度の事業報告等提出書添付書類のうち、閲覧に供するもの	6	1																福祉保健局医療政策部 医療安全課	
59	R3.12.22	R3.12.28	医療法人〇〇の定款	4	1																福祉保健局医療政策部 医療安全課	
60	R3.12.16	R3.12.28	食品関係営業台帳 (請求日現在、多摩立川保健所管内の食品関係営業台帳のうち、下記の施設所在地で登録されている施設に係る、施設名称、施設所在地、施設電話番号、業種、営業者氏名、初回許可年月日、更新許可年月日及び許可番号 施設所在地：国分寺市〇〇)	1	1																福祉保健局多摩立川保健所企画調整課	
61	R3.12.16	R3.12.28	(1)「生活保護法施行細則について」の一部改正について(通知)(平成27年3月31日付社援発0331第25号厚生労働省社会・援護局長通知) (2)「生活保護法施行細則について」の一部改正について(令和3年6月11日付社援発0611第2号厚生労働省社会・援護局長通知)	9	1																福祉保健局生活福祉部 保護課	
62	R4.10.27	R4.12.1	平成28年4月から令和3年9月に至る、東京都にて計画承認を行った認可保育所の「計画承認一覧」のうち、保育所名と計画承認の児童福祉審議会諮問日	22	1																福祉保健局少子社会対策部 保育支援課	
63	R4.11.19	R4.12.3	(仮称)〇〇保育園の計画承認申請書一式のうち、配置図及び平面図(差替え版を含め、9月22日から11月19日までに新宿区から東京都へ提出されたもの全て)	5		1					1	1									個人に関する情報であって、特定個人を識別できる、又は特定の個人を特定することはできないが、公にすることにより、なお個人の権利利益を害するおそれがある情報であると認められ、条例第7条第2号に該当するため 公にすることにより、犯罪の予防に支障を及ぼすおそれがあると認められ、条例第7条第4号に該当するため	福祉保健局少子社会対策部 保育支援課
64	R4.12.7	R4.12.15	(仮称)〇〇保育園の計画承認申請書一式のうち、配置図及び平面図(差し替え版を含め、令和3年11月20日から同年12月7日までに新宿区から東京都へ提出されたもの全て)	9		1					1	1									個人に関する情報であって、特定個人を識別できる、又は特定の個人を特定することはできないが、公にすることにより、なお個人の権利利益を害するおそれがある情報であると認められ、条例第7条第2号に該当するため 公にすることにより、犯罪の予防に支障を及ぼすおそれがあると認められ、条例第7条第4号に該当するため	福祉保健局少子社会対策部 保育支援課
65	R4.11.21	R4.12.21	(1)文京区が提出した、平成30年度子ども・子育て支援交付金実績報告書 (2)文京区が提出した、平成30年度東京都子供・子育て支援交付金実績報告書	108		1					1										個人に関する情報で特定の個人を識別することができるものであると認められるため	福祉保健局少子社会対策部 計画課
66	R4.12.14	R4.12.22	福祉保健局少子社会対策部計画課管理担当の旅費システム担当者の業務処理メニューのボックス内にある前年度以前の未払いの案件の旅費命令簿全て																	1		福祉保健局少子社会対策部 計画課
67	R4.12.14	R4.12.22	2福保子計第1163号「職員の旅費の支出(平成31年2月分及び3月分)」	6		1					1										東京都情報公開条例第7条第2号 個人に関する情報で特定の個人を識別することができるもの又は特定の個人を識別することはできないが、公にすることにより、なお個人の権利利益を害するおそれがあるものであるため。	福祉保健局少子社会対策部 計画課

